審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		保健所関係団体の記	保健所関係団体の認定				
根拠法令及び条項		頁 那覇市保健所関係[那覇市保健所関係団体認定に関する要綱第3条				
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)						
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)						
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)						
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)						
	那覇市保健所関係団体認定に関する要綱第3条						
	別紙のとおり						
審査基準		平成26年 7月17日	審査基準	年	月	日	
設定年月日			最終変更年月日	·			
標準処理期間		■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)					
		期間(請求があった日の翌日から起算して30日以内)					
		□無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)					
標準処理期間		平成26年 7月17日	標準処理期間	年	月	日	
設定年月日			最終変更年月日				
所管部署		健康部 保健所保健総務課					
備考							

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

那覇市保健所関係団体認定に関する要綱

(保健所関係団体の要件)

- 第3条 保健所関係団体の認定を受けることができる団体は、次に掲げる 団体とする。
 - (1)健康部の事業に関連しかつ市民の福祉の向上及び健康の保持増進を目的として自助グループ自らが組織する団体
 - (2) 自助グループに対する援護、後援を目的とする団体
 - (3) その他健康の保持及び増進に関する活動を行う団体
 - 2 前項の団体のうち、保健所関係団体の認定を受けようとする団体は、公の 支配に属さない団体で、おおむね次に掲げる要件を備えていなければならな い。
 - (1) 市内に活動の本拠を有し、団体の活動を継続的かつ計画的に行う 団体であること。
 - (2) 規約又は会則を有し、団体意思を表明する代表者が明確であり、 団体の意思を決定し、執行する機構を有すること。
 - (3) 団体の構成員がおおむね5人以上で、その半数以上が那覇市民であり、誰でも加入できる団体であること。
 - (4) 自ら自主財源を持ち、団体自身で事業に要する経費を最大限に 負担するよう努力していること。
 - (5) 同項に掲げる要件のうち、所長が特別な理由があると認めるときは、要件を緩和することができる。
 - 3 前2項の要件を備えている団体であっても、政治活動、宗教活動 及び営利事業を主たる目的とする団体は除外するものとする。